東京都では、平成30年7月2日付で、次のとおり事業系の小型家電について廃棄物処理 法施行規則第9条第2号の規定に基づき「再生利用指定」(一般指定)を行いました。

1 指定条件

- ① 小型家電リサイクル法の認定事業者(その委託を受けて運搬又は処分する者を含む。) が
- ② 小型家電リサイクル法の認定計画に記されている方法により、
- ③ 都内の事業系の小型家電を小型家電リサイクル法の認定を受けた都内処理施設まで 運搬する、

場合に限る。

2 取扱方法

- ① 廃棄物処理法に基づくマニフェストが不要となります。
- ② 廃棄物処理法の処理基準に基づく運搬車両への表示は不要となります。

3 注意点

- ① 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理委託契約については、従来どおり必要です。
- ② 以下は当制度の対象外です。
 - ア 都外の排出事業所が排出したもの
 - イ 都外にて積替保管したもの
 - ウ 都外の認定処理施設への運搬
- ※上記①②が遵守されない場合は、廃棄物処理法違反となりますのでご注意ください。

電話:03-5388-3577

<問合せ先>

環境局 資源循環推進部 計画課 計画担当